

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

匠大塚春日部本店

埼玉県春日部市粕壁東二―十七―六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）春日部ショッピングセンター

埼玉県春日部市粕壁東二―十七―六外

（変更後）匠大塚春日部本店

埼玉県春日部市粕壁東二―十七―六外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 二番町センタービル

（変更後）匠大塚株式会社 代表取締役 大塚勝久

東京都中央区日本橋二丁目七番一号 東京日本橋タワー二十五階

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十八年七月七日

二 縦覧期間

平成二十八年七月二十二日から平成二十八年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月二十二日から平成二十八年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課